

平成27年第4回邑楽町議会定例会議事日程第3号

平成27年12月25日（金曜日） 午前10時開議  
邑楽町議会議場

第 1 一般質問

○出席議員（13名）

1番	黒田重利	議員	2番	大賀孝訓	議員
3番	瀬山登	議員	4番	松島茂喜	議員
5番	塩井早苗	議員	6番	原義裕	議員
7番	松村潤	議員	8番	神谷長平	議員
9番	半田晴	議員	10番	坂井孝次	議員
11番	大野貞夫	議員	12番	田部井健二	議員
14番	小島幸典	議員			

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

金子正一	町長
堀井隆	副町長
大竹喜代子	教育長
小倉章利	総務課長 (選挙管理 委員会書記長)
橋本喜久雄	企画課長
金井幸男	税務課長
吉田紳二	住民課長
橋本圭司	安全安心課長
河内登	健康福祉課長
多田哲夫	子ども支援課長
大拙一	農業振興課長 兼農業委員会 事務局長
半田実	商工振興課長
小島靖	都市建設課長
神山均	会計管理者 兼会計課長
茂木一夫	水道課長
清水雅文	学校教育課長
半田康幸	生涯学習課長

---

○職務のため議場に出席した者の職氏名

田部井	春彦	事務局	長
石原	光浩	書	記

---

◎開議の宣告

○田部井健二議長 これより本日の会議を開きます。

〔午前10時00分 開議〕

---

◎一般質問

○田部井健二議長 日程第1、一般質問を昨日に引き続き行います。

順次発言を許します。

---

◇ 松 島 茂 喜 議 員

○田部井健二議長 4番、松島茂喜議員。

〔4番 松島茂喜議員登壇〕

○4番 松島茂喜議員 おはようございます。きょうはクリスマスということです。町長にプレゼント持ってこようと思ったのですけれども、あいにくサンタクロースではないので、忘れてしまいました。私がこれから質問をしますが、その答弁が邑楽町の子供たちのためになるように明快な答弁をしていただければ、邑楽町の子供たちにとって素晴らしいクリスマスプレゼントとなるというふうに思っておりますので、期待をしております。よろしく願いいたします。

早速ですけれども、質問に入らせていただきたいと思います。まずは、人口減少問題ということで質問させていただきますが、この問題は、非常にこれは邑楽町の未来にとって最重要課題と言っても過言ではない、そういった問題だというふうに思っております。どこの自治体でもしかりですけれども、人口が日本全体減少していき、そしてこれからますます高齢化も進んでいくと。そういった中で問題は山積しております。そういった状況を少しでも打開するために、さまざまな方策を各自自治体、知恵を絞ってやっているという状況かなというふうに思いますけれども、まずは現状を把握する意味で、邑楽町の現状がどういったことになっているのか、その点についてお伺いをいたします。

○田部井健二議長 吉田住民課長。

〔吉田紳二住民課長登壇〕

○吉田紳二住民課長 お答え申し上げます。

今の現状ですけれども、過去5年間にさかのぼる人口転出入、そして生産年齢人口についての推移を報告いたします。5年前の平成22年度、これは日本人のみの人口とさせていただきますが、2万7,464人、そして15歳以上65歳未満の生産年齢人口、これにつきましては1万8,116人でございます。そして、平成27年4月1日現在の日本人のみの人口につきましては2万6,622人、平成22年度から比較しますと842人、3.1%の減となっております。そして、生産年齢人口につきましては1万

6,121人、こちら1,995人の減少で、平成22年度に比べまして11%の減少となっております。そして、参考にこの5年間の転出につきましては3,762人、そして転入が3,417人、この5年間ですと、転入転出の差で345人が減少しておるといふ、そういう状況でございます。

○田部井健二議長 松島茂喜議員。

○4番 松島茂喜議員 課長から今数値的な説明ございました。人口減少、もちろん進んでいるということですね。そして、またその中でも注目すべきところは、やはり転入転出のところ。社会増減の部分です。ここがやはりかなり人数減っている、345人ですか、5年間で。こういった状況になっていると。自然増減の部分に関しては、出生死亡ですから、この部分についてはどこの自治体でも同じかなというふうに思います。やはり転出が転入を上回ればどんどんマイナスになっていく。その状況がずっと続いているという状況です。そういった状況を少しでもやはり改善していかなければならないということだろうと思いますけれども、町では第六次総合計画策定中、それに加えて都市計画マスタープラン、これも今策定していると、そういった状況であります。やはり一番大事な、今町もそういった意味では岐路に立たされているのかなと。大切な時期を迎えているのかなと。ここでやはり特効薬を打たなければ、これに歯どめもかからないし、正直な話人口の減少というのは町の衰退を意味するわけですから、そういった状況が作り上げられてしまうというふうに思います。

そこで、今まで町が取り組んできたさまざまなこの人口減少に対する対策、そういったものがあるとは思いますが、その部分についてその対策と、それから実績、この部分についてどういった内容があるのかお伺いをいたします。

○田部井健二議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 お答えいたします。

人口減少対策に対する町の取り組み、対策については、1つには経済的な支援対策ということで現在実施をさせていただいておりますが、具体的には子ども・子育ての支援策としての出産祝金の拡大、それから多子家庭の児童に対する保育園、幼稚園の軽減措置の問題、それらについて実施をしたところでもあります。したがって、これらについては該当する方々については、大変子ども・子育てをしやすいというお話は伺っておりますが、特に実績については、数字的なことで申し上げますが、後ほど副町長のほうから報告させていただきますが、そういった点の特に経済対策の点に力を入れてきたと。

今後の問題ですけれども、今議員のほうからお話がありましたが、いわゆる今都市計画マスタープラン、それから立地適正化計画等のプランを練っているところでもありまして、この社会増の人口をふやすのには、やはり邑楽町に定住をしていただくということが大きな特効薬でもありますから、そういうことを踏まえますと、その立地適正化計画をもとにしたところのいわゆる工業団地、

あるいは集客の商業施設等の誘致、団地を形成することによって企業を誘致するということがこれから特に必要になってくるのかなというふうに思っております。

実績については、副町長から申し上げます。

○田部井健二議長 堀井副町長。

〔堀井 隆副町長登壇〕

○堀井 隆副町長 具体的な実績についてご報告を申し上げます。

最初に出産祝金事業ですけれども、平成26年度と平成27年度の比較になります。平成26年度におきましては、実績で24人、1人10万円、合計で年間240万円の支出でした。平成27年度第1子を5万円、第2子を10万円、第3子を20万円に拡大をいたしました。平成27年度の12月10日までの実績ですけれども、合計で105人、1,160万円、920万円プラスになっております。

また、幼稚園、保育園等の保育料の多子軽減でございますけれども、保育料の歳入減につきましては、保育園、これは町立と私立、広域含めまして2,714万9,000円、幼稚園町立が570万円、幼稚園広域が156万円、合計3,440万9,000円の減額となっております。

それと、多子軽減の学童保育所に対する軽減ですけれども、補助金として131万5,000円の補助がふえております。また、学校給食の第2子、第3子の幼稚園の分の減額ですけれども、人数にして170人、443万4,450円の収入減となっております。

以上です。

○田部井健二議長 松島茂喜議員。

○4番 松島茂喜議員 今副町長のほうからその実績についてということで、また町長のほうからその事業の内容といいましょうか、子育て支援、これに力を注いできたというような内容の答弁だったと思いますけれども、正直な話、子供に対してそういった力を注ぐと、支援として力を注いでいくということは、これまた人口減少の歯どめになるというふうに思ってやっぺらっしゃると思います。確かに実績としては、少しずつあらわれてきているようです。合計特殊出生率もわずかながら上がっているということですから、そういった意味ではそういった政策が少しずつ実を結んでいるのかなという実感は私もあります。ただこの自治体でも同じような政策はやっているのです。ただ、ぶら下げているニンジンが1本なのか、2本なのか、3本なのか、その違いだけで、私はそれは特効薬にはならないというふうに思います。痛み止め注射を打っても根本的に改善されるわけではないというふうに思います。一番やはり考えなくてはならないのは、町のこの特性を生かした独自の政策です。ほかの町がやっていない邑楽町だけしか、言いかえればできない政策をやはり打ち出す必要は私はあると思いますけれども、その辺についての見解は町長どのお考えなのでしょうか。お伺いをいたします。

○田部井健二議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 確かに議員のご質問のように、絶対的な数字ということの取り合いという形になっていますので、その町での政策という形での理解でこの人口増減ということになるわけですが、特に邑楽町として独自の取り組むということは、1つには子供を産み育てやすい環境をつくるという点から考えますと、いわゆる経済的な理由によって、高校あるいは大学等に就学をするという方に対して、町としても入学金、あるいは就学のための費用の貸付制度も考えていきたいということもあります。

それから、福祉医療費については、今町のほうで中学生の卒業までということになっておりますが、これを入院に限って高校生までその医療費の無料化を考えていきたいというふうに思っております。これは、経済的な支援ということですが、しかし今後いわゆるIターン、Uターンというような、邑楽町から他へ転出をされて戻っていただくというような環境を整えていくのには、先ほども企業の誘致をすることによって雇用の創出を図ることが大変私は大切なことだというふうに思っております。具体的には、今県と協議の中でこの工業団地の立地計画、造成計画も今選定をしているところでもあります。来年の平成28年1月にはそういった協議がなされるということになっておりますので、現在5カ所ほどの適地を選んでございますが、これから検討の協議を図る中で、ぜひそういった工業団地の造成をし、企業の誘致を図っていくということを積極的に取り組んでいきたいと、こんなふうに思っております。

○田部井健二議長 松島茂喜議員。

○4番 松島茂喜議員 私は、今までやっていた事業を拡大していくという話ではなくて、全く新たな邑楽町独自の政策が必要ではないかということを知っているわけでありまして、今まで、先ほど言いましたように1本だったニンジンが2本になれば、邑楽町に越そうかというような、そういう喚起になるかといったら、それが特効薬にはならないという話を先ほどからさせていただいているのですが、ちょっと今町長の話の中にもありましたが、子供を産み育てる環境、そういうよい環境を整えていくことが必要だというお話がございました。

しかし、今置かれている現状はと申し上げれば、まずその育てる前に産む環境です。この邑楽館林地区で産婦人科、それを配置している医療機関1か所しかないのです。館林厚生病院の中にも今ございません。ですから、1か所だけということです。そもそも産む場所がないわけです。もちろん今全国的にも産婦人科医不足していますから、当然ドクターを呼んでくるということに関しては非常に大変な作業かなというふうに思いますが、そこでやはり時の首長の政治力が問われるのです。まず、そこを改善していただかないと、育てる前に産めないではないですか。そういった状況について、どういうお考えをお持ちなのか。

○田部井健二議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議員がご指摘されましたように、今邑楽町も1市5町の中での医療の、この館林厚

生病院を中心とした事業を一部事務組合として行っているわけですが、ご指摘のように今婦人科、それから産科については大変医師の欠員を生じておりまして、言われるとおりであります。これは、管理者、副管理者という立場で、一日も早くその厚生病院の診療科目が充足ができるようにということで努力をしているわけですが、特に産科、婦人科については、ご案内のように医師不足といえますか、勤務医であったけれども、やはりみずから開業してしまうというような形が多いような状況のようですので、なかなか充足がすることができていません。

しかし、今言われますようにこの邑楽館林地区では産婦人科で開業している先生は1人ということ、1医院という形ですから、言われますようにこの産む段階での医療というのは大変脆弱でもあります。しかし、今後もこの点については、現在も努力をしているわけでもあります、一日も早くそういったことは改善されるように今後も努力をしていくということで私自身も努めていきたいと、こんなふうに思いますので、なかなか招聘することはできないという現実があるわけですが、ご心配の点については一日も早く改善ができるように努力をしていきたいと思っております。

○田部井健二議長 松島茂喜議員。

○4番 松島茂喜議員 今までも努力をしてきたが、これからも努力をしていくということですね。具体的にどんな努力をされてきて、これからはどういった努力を具体的にしていくのかお願いします。

○田部井健二議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 今まで厚生病院のほうに招聘した医師というのは、群馬大学のほうからの招聘ということでありましたが、数年前からその群馬大学の医局のほうで産婦人科の医師が不足をしたということで、引き上げられたということが結果としてあるわけです。

その後なのですけれども、やはり群馬大学をはじめ、ほかの大学の先生のほうにもこの医師の招聘について努力をしているのですが、なかなか招聘ができないという現実があるわけです。したがって、今後もそのようなことを続けていく中で、やはり一日も早くという形になってしまうわけですが、今度病院の院長もかわりました。したがって、院長と、それから管理者、副管理者等で十分詰めた中で改善が図られるようにということで、大変具体的にこうだということ申し上げられなくて申しわけありませんが、現状のところそのような状況でもありますので、ご理解いただきたいと、このように思います。

○田部井健二議長 松島茂喜議員。

○4番 松島茂喜議員 結果的には無策ということですね。ほとんど今の答弁ですと具体的な内容が示されないわけですから、確かにどこの自治体でも、日本全国これは非常に苦労している問題かなというふうに思いますが、先ほど申し上げましたように、これは政治力によってかなり差が出てきてしまっているのです。これは、政治力と申しましてさまざまあると思います。一に、一番大切



なのはやはり外交です。周りの近隣の市町村との連携、協力、そういったものがいかに行われるか、そういったことで自分の町にも利益をもたらすという、やはり首長の器量というのは私は必要だと思います。その辺をしっかりと認識していただいて、やはり先ほど言われました子供を産み育てるよい環境づくり、まずそこからやってください。でないと、いつになっても状況は好転しないでしょう。私は言い切りますが、そうだと思います。

そして、一方でこの問題のみならず、やはり私は今まで邑楽町が行ってきた土地規制、そういった部分も、邑楽町に住みたくても住めない人たちの妨げになっているのではないかなというふうに思います。線引きが昭和52年に行われて、その後大規模指定既存集落、こういったものの指定もしてきたということです。特に大規模集落についてはさまざまな制限があって、10年間ぐらいですか、町に住んでいないと、やはりその地域には家も建たないとか、そういったハードルを持たれているということです。ですから、新しい人の流れをつくるということも第六次総合計画の素案の中にもありましたが、首都圏からの人間をどれだけ多く呼び込めるか、その部分について、やはりこれは大きな、私は起爆剤になってくるのではないかなというふうに思います。ただ、住もうとしてもそういった規制があれば、これは住みたくても住めないわけです。家が建てられないのです。そういった地域がいまだにあるということ、こういう部分についてはやはり見直しを行っていく必要もあるのではないかなというふうに思いますが、町長その辺についてはどういったお考えでしょうか。

○田部井健二議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 人口減少対策の一つとしての住宅用地の確保ということですが、今町のほうでも都市計画マスタープランを含めて、立地的性格の立地適正化計画、これも並行して行っているところでもあります。市街化区域の見直しということもその中にはあるわけでもありますが、邑楽町が今まで指定した区域についての人口の密度といいますか、そういった点についても、必ずしも市街化区域に充足をしているということにはなっておりません。したがって、この県のほうでもそういったことが認められないと、その区域の拡大を許可をしないと、認めないということがあるようでもありますので、この館林都市計画区域の中での整合性ということもあるのだろうと思いますが、そういった一つの問題があると。

それから、大規模指定集落については、町のほうでも5カ所ほど指定をされておりまして、順次そこへこの10年以上居住、あるいは勤務している等々の制限はあるわけでありまして、この住宅の建築をしていただいている方もふえてはおりますが、やはりその決められた範囲内での建築ということになりますので、それを枠を超えて、なかなか建築は難しい状況もあるわけでもありますから、ぜひその辺のところ充足ができるような形での取り組みということになって、できるだけ町に定住化を図っていただくような考え方を持っていきたいと、このように思います。

○田部井健二議長 松島茂喜議員。

○4番 松島茂喜議員 最近テレビの中でしたけれども、邑楽町と友好関係にある島根県邑南町、そこが特集で取り上げられていました。人口減少対策にかかわる報道でしたけれども、やはり人口が今現在の人口の1%、年間に1%をふやしていくことで何とかその人口が維持できるということをやったりいろんな統計から計算しまして、その1%ということで目標にしてさまざまな政策を行っているという、そういった報道でありました。邑南町も邑楽町と同じように、やはり人口はたしか2万人ぐらいだったのですか、そんなにいなかったのですか。邑楽町より人口規模は小さい町ですけども、さまざまな政策を行って努力をしていると、そういった状況が報道されておりました。やはりどこでも頭を抱えている問題ではありますが、その地域の特性を生かした独自の政策を打ち出すことによって都心からの人の流れを呼び込むことができるということなのです。

ですから、ここは地の利からすれば、最高にすばらしい条件を備えているわけです。そうではないですか。国道が2本、真ん中に鉄道も通っていますし、それから平坦地でありますし、災害は少ないですし、すばらしい立地条件なのです。都心の人に邑楽町というところはすばらしいところだなと、ぜひ住んでみたいというアピールをしていく必要もちろんあるでしょうし、独自の政策を持って訴えかけていく、そういったことが必死になってされれば、必ず私は改善に向かうと思えます。ふやすことというのは難しいと思えますけれども、ただそれを維持していく、何とか歯どめをかけていくということに関しては必要不可欠な政策であろうと思えます。

また、それを行っていく中心となるのは、当然これは行政です。その行政の今の体制が、果たしてそういった今お話ししたような問題に、さまざまな分野に分かれているわけですから、それを集約してしっかりと行っていくような、私はその機構改革、そういったものも私は必要だと思えます、来年度に向けて。もちろんここにいらっしゃる課長6人が退職されるということですから、予定になっているわけですから、相当な人の入れかわり等あると思えますが、自治体によっては、この人口減少問題を最重要課題と捉えて、それ専門の課や係を配置している自治体というのはふえてきています。邑楽町も私は例外ではない状況に来ているのかなというふうに思いますが、その機構改革の部分についても町長はどういったお考えをお持ちなのか。別にやりたくなければやらないでいいし、やらなくてはならないと思えばやればいいし、何も考えていないといたら何も考えていないと答えてもらえばいいし、それは町長の裁量ですから、どうお考えですか、その辺。

○田部井健二議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議員がおっしゃるとおり、一つの目的を達成するために複数の課がかかわっている部分が大変あります。したがって、課の設置については以前実施をしたということがあります。したがって、課の設置ということでなくして、係の再編ということは私は必要だというふうに思っておりますから、その事業内容によって係の再編を行って、少しでも行政の施策が前へ進むようにということは実施をしていきたいと、このように思っております。

○田部井健二議長 松島茂喜議員。

○4番 松島茂喜議員 今町長のほうから、前向きなのか、後ろ向きなのか、横向きなのかよくわからないような答弁でございましたけれども、縦で割った行政、いわゆる縦割り行政、そういった状況が続く限り、こういった大きな多岐の分野にわたる分野の問題というのは解決していかないのです。やはり横の連携というのが非常にこれは重要になってきているわけですから、当然その組織の機構改革というのは私は必要だと思います。ぜひ積極的にやっていただきたいなというふうに思います。

そして、第六次総合計画の素案の中身も見させていただきましたけれども、その中にも行政評価、それからパブリックコメント、こういったものの導入をしてやはり行財政改革を行っていく、また職員の意識改革も促していく、そういったこともあわせて必要だというふうに書いてありました。私が1期目のときに、この行政評価についても、パブリックコメントについても質問させていただいた経緯がございます。残念ながら、いまだにまだ邑楽町の場合は導入されていないということです。市レベルですと、かなりの頻度でこれは導入が今されていて、当然PDCAサイクル、その基本にのっとって事務事業を行っていくということが確立されてきているわけです。邑楽町もぜひ一日も早い導入を目指して動いていただきたい。これが行政運営ではなくて、行政を運営していく町長の責任だというふうに私は思っておりますので、ぜひお願いをしたいなというふうに思います。

そしてまた、次の質問に移らさせていただきます。時間が半分ちょっと経過しましたので、そんなに詳しくは質問できないのかなと思いますが、ご了承いただきたいというふうに思います。前回、前々回とこの中央公民館建設については質問をさせていただいておりますが、前回の質問の続きといたしましょうか、途中で時間がなくなりまして、切れてしまっている部分がありましたので、まずはその点についてお伺いをしたいなというふうに思いますけれども、実施設計が今行われている状況ということで、民事再生法適用申請、設計業者が行って、まだ会社分割等明確にならない段階で町長のほうから、そのまま日総建側に実施設計を継続させるという旨の発言がございました。そのところで終わっているかと思うのですが、今後この実施設計が来年の3月中には一応終了するという予定でおるわけです。そして、その後いろいろな調整あると思いますけれども、工事入札、それから管理設計の部分についての契約が行われていくのかなというふうに思いますけれども、この管理設計の部分ですけれども、この設計業者の管理設計を任せる設計者、これを選定する際のその基準と申しましょうか、その選定方法、それから管理設計委託料、この部分についての積算、どのような積算をされるのか、その2点について、まずはお伺いをしたいというふうに思います。

○田部井健二議長 半田生涯学習課長。

〔半田康幸生涯学習課長登壇〕

○半田康幸生涯学習課長 まず、業者の選定というお尋ねですが、これこの間議会の全員協議会、あるいは特別委員会の中でも議員各位のほうから現在の設計業者が引き続き工事の管理を行うのが望

ましいというような、そういったご意見も頂戴をしているところでございます。これにつきましては、町としてもそういう方向が望ましい、適切な、また限られた工期でございますので、しっかりとした管理を行うためにも、よく設計について承知をしている業者が行うことが望ましいだろうというふうには考えております。その場合は随意契約という形になります。これにつきましては、来年度の予算が成立をした後、新年度になりましてから、入札審査会等でその方法、随意契約という方法がいいかどうか等についてまたご協議をいただいて、最終的にはそこで決定をするということになろうかというふうに考えております。

委託料についてですが、これにつきましては国土交通省の積算基準に基づきまして、町としては設計をしていきたいというふうに考えております。その一定の設計金額に基づきまして、これは特に随意契約と先ほど申し上げましたこととなりますれば、その後その設計金額をスタートラインとして、相手方であります設計業者と価格交渉をしていくというような形になろうかと思えます。

○田部井健二議長 松島茂喜議員。

○4番 松島茂喜議員 その管理設計委託料について、やはり国土交通省のまたマニュアルに沿って計算をするというふうなお話でした。この部分についても、前回の質問の中で私触れさせていただきましたが、板倉町が同じ日総建という会社と一旦契約を結んだ際に行ったその価格、それは邑楽町の平方メートル単価からすれば倍以上の金額、邑楽町が倍以上の金額を支出していると。その積算した根拠が国土交通省のマニュアルではなくて、板倉町の場合は、やはり町独自に近隣の市町村の調査をして、経費的には削減してきたという、そういう努力をしたという話、私申し上げたと思えます。

また、邑楽町が設計業者とは最後のこれが契約になろうかと思えますけれども、その部分についてもまた国土交通省のマニュアルに沿ってやるということになれば、やはりかなり高い金額になる。課長の答弁の中では、最終的には価格交渉を、それをベースとしてやっていくのだという話ございました。具体的にはやはりその部分が一番大切な部分だと思います。最初に計算したものが高ければ、国土交通省のマニュアルに沿って計算すれば高くなるのですから、これは私が前回申し上げた内容のとおりではないですか。恐らく同じ計算式使えば、相当板倉町と比較すれば高い金額に設定されると思えます。そもそも高い金額を設定して、そこから価格交渉、どれだけ行うのかそれはわかりませんが、そもそもが高い値段ですからね。また、かなりその設計委託料の部分については、これは余計な出費というふうになる懸念が私はあるのではないかとというふうに思えますけれども、その点についての努力はどのように行っていくつもりなののでしょうか。これから契約を迎えるわけなので、なかなか詳細にわたって説明できない部分もあろうかと思えますけれども、やはりそういった、私が言いましたように、ほかの計算式で計算する努力というのはされないのでしょうか。その点についてお伺いします。

○田部井健二議長 半田生涯学習課長。

〔半田康幸生涯学習課長登壇〕

○半田康幸生涯学習課長 前回お尋ねがありました呂楽町と板倉町の実施設計の金額の差異ということにつきましては、前回のときにもまず一般的な事務所棟と今回の呂楽町公民館のような、中央公民館のような舞台設備等特殊な機構を備えた建築物では、そもそも国土交通省の積算基準においても大きな開きがございます。そういった点では、単純に半分という言い方はできないのではないかとこのように考えているところであります。

また、それではその設計の適正性というのはどう捉えるかということでございますけれども、これにつきましては、公共工事の品質確保の促進に関する法律というのがございまして、これは平成26年6月4日に公布をされて、施行されておりますが、これにつきましては現在の建築業界がダンピングとか、さまざまなことにより大変疲弊をしてきていると。そういう中で、下請企業にしわ寄せが行ったり、場合によってはそれが施工不良、最近のくいの問題等も出ておりますが、施工不良等に影響していると。非常に深刻な問題だということを受けて、担い手の育成、その建設業界の育成というようなことも含めて適正な利潤が確保できるように、予定価格の適正な設定であるとか、あるいは歩切りの根絶、ダンピング受注の防止などが、これは法律によって義務づけられているところでございます。

したがって、町がそういった設計業務を委託する場合におきましても、合理的で説明可能な積算を行うということが求められています。特に今回の中央公民館につきましては、国の補助金を受けて実施をされ、これにつきましては事業完了後ほぼ確実に国のほうからもいわゆる会計検査等も予定をされているところで、予定といたしますか、予想がされるところです。そういったところでも、きちんと客観的な基準、あるいは説明可能な積算というものが必要になるかというふうに考えておるところでございます。

○田部井健二議長 松島茂喜議員。

○4番 松島茂喜議員 大切な血税ですから、ぜひとも安かろう、悪かろうではもちろん困りますけれども、できる限りその価格交渉の部分については精査をしてやっていただきたいというふうに思います。

時間が余りありませんので、まだ幾つか質問事項残っておりますが、どうしてもお聞きしたいことが何点かまだございますので、お話をさせていただきたいと思っておりますけれども、情報交換会なるものを特別委員会が行いました。3回ほどご協力をいただきまして、利用者団体の方々から意見、それから質疑等受けてまいりました。その内容については、私のほうでまとめさせていただいて、課長のほうにも提出がしてあります。その内容について、当然町長も目を通されているのかなというふうに思いますけれども、その内容を読んでいただいて、感じたこと、何でも結構です。おっしゃってください。

○田部井健二議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議員の皆さんが利用する方との話し合いということの中で、大変お世話になったわけでありませけれども、私はやはり施設整備ということをした場合には、十分利用されるであろう方の意見というのは真摯に受けとめた中で行うということの一つは感じましたし、またその参加をされた方のご意見等を見ますと、やはり施設整備の必要性ということはもちろんでありますけれども、その利用する上でのいろんな使用料ですか、使用料の問題やら、あるいは効果的に使うこと等記載があったわけでもありますので、これらを十分行政としても真摯に受けとめた中で、これからの計画を進めていかななくてはならないというふうに思っています。総括的に申し上げますと、参加された町民の皆さんのまさに中央公民館建設に対する熱意と同時に、自分たちが利用する場合に大切な施設ということがかかわっていききたい、有効かつ効果的に使っていきたいというような印象を受けたわけでもあります。したがって、これからはそういったことを十分町としても気にして計画を進めていきたいと、このように思っております。

○田部井健二議長 松島茂喜議員。

○4番 松島茂喜議員 この情報交換会の中で、やはり私が感じたのは、町側の説明責任が果たされていないなと、それは実感として思いました。情報として最低限出されて、また出すだけではなくて、その利用者の方々にも納得をしていただいているような部分というのはまだまだ少ないなというふうに私は感じました。ですから、これ当初から私申し上げておりますけれども、新しい公民館ができて、それを利用する際に、その利用した団体の方々のみならず、ほかの町民の方もそうだけれども、その情報、最低限の情報というのはやはり把握して、納得してもらった上で使うことが大切だということを何度も申し上げてきております。そういった意味では、今回の情報交換会というのは有意義な時間になったかなと思うのですが、執行側が、本来こういった情報交換会というのを行って、説明を果たすのが執行側の責任なのです。そうではないでしょうか。私たちは執行側がやらないから、やっていないから、みずから進んでやろうという話になったのです。執行側としたら、課長のほうからこの間特別委員会の中でお話がありましたが、来年の1月中に3回ほど開きたいというような旨の発言ございましたけれども、そういう、それが本当に1月中にしっかりと行われるのか、その点について行われるか行われぬか、それについてだけお答えください。時間がありませんので、お願いします。

○田部井健二議長 半田生涯学習課長。

〔半田康幸生涯学習課長登壇〕

○半田康幸生涯学習課長 先ほど3回というような議員のほうからのお話がありましたけれども、3施設あるというところからそのようなお話を申し上げたわけですが、現在各館長を通じて、施設の利用団体と協議をしているところですが、ちょっと日程の関係で3回という形ではなくて、場合によっては複数の施設を合同で話し合いをするというようなことも含めて、可能性としては、回数は

少なくなる可能性はありますが、1月中に開催する方向で現在調整をしているところでございます。

○田部井健二議長 松島茂喜議員。

○4番 松島茂喜議員 ぜひやっていただいて、町民の皆さんと直接膝を交えて生の声を聞いていただきたい。このように思います。

それから、時間がありませんので取り急ぎ行いますけれども、財源の部分です。この財源の部分は変更があって、建設事業費が変更になりました。今予定されているのは約20億円ということでのデータが出されてきておりますけれども、その内訳が、内訳の中、私が気になっているのは起債の部分です。起債の部分に関しては4億8,000万円予定しているということで、これは十五、六億円という当初の計画から20億円に拡大しても、この部分については金額は変わっておりませんが、4億8,000万円を予定しているわけです。その4億8,000万円の内訳は、細かくは今のところは特別委員会の中でも伺っておりません。公募債、そういったものも活用していくというようなことが記載されているだけでして、どういった内容になっているのかという詳細にわたっては説明を受けておりませんが、この4億8,000万円のうち公募債に充てようとしている部分というのは具体的にどれぐらいのパーセンテージになるのでしょうか。お伺いします。

○田部井健二議長 半田生涯学習課長。

〔半田康幸生涯学習課長登壇〕

○半田康幸生涯学習課長 この公募債、住民参加型の起債ということでございますが、これもその公共事業等債ということで今までご説明をしましてまいりましたが、大きく分けてその公共事業等債の中、同じものでございます。借入れ先が……

〔「何%」と呼ぶ者あり〕

○半田康幸生涯学習課長 それについては、まだ検討中ということで決定をしておりません。

○田部井健二議長 松島茂喜議員。

○4番 松島茂喜議員 この起債の部分というのは一番私は重要だと思います。その中身についてまだ検討されていない、決まっていないというのはどういうことなのでしょう。これは、その起債をすれば将来、子供たちにその部分の負債というのは残すわけですから、20年間かけて償還していくというお話ですけれども、非常に私は大切な部分だと思います。実際に公募債を行って、どれぐらいそれが集まるかどうかというのはわかりませんが、どれぐらい予定しているかぐらい目安がついているのではないのでしょうか。もう来年の3月で実施設計終了してしまうのです。そういった具体的な中身についても、執行側というのは一つも話しされていないのでしょうか。おかしいではないですか。そもそも私は、箱物をつくるに関して借金を今の時代にすること自体が納得いかない部分があるのですが、これは借金をしなくても建設できるけれども、あえて借金できるような、そういった言い方が広報おうらの11月号ですか、書いてあります。平均化するためと、その負担を。平均化なんかしてもらいたくないと思っていますよ、小学生、中学生の子供

たち。学校行って聞いてきてください、町長。借金残すけどいいですかと。いいですよと言う子供がいたら大したものではないですか。いけませんよ、恐らく。借金しなくても建設できるのであれば、借金しないでつくることできるわけですから。つくるべきだと思いますけれども。どうですか、町長。その部分について、どういったお考えなのでしょう。時間がないので。

○田部井健二議長 金子町長、明快に簡単にお答えください。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 起債については、私自身も議員と同じようにできるだけ少ないという形をとっていききたいというふうに思っています。4億8,000万円の数字は、一つのパターンとしてお示しをしたということもあると思いますので、私は今後許していただく中で、今この社会教育施設整備基金も12月末で約3億円ほどの積み立てが行われます。これらを最大限積み立てる中で、あわせて財政調整基金等の利用もさせていただく中で、この起債についてはできるだけ圧縮した中で考えていきたいと、そのように思います。ただ、この起債を受けるのには、一つには国からの起債を受けることによって、後ほど、約2割ぐらいだと思いますが、交付税措置もされるということもありますので、平準化もあわせて、そういった優遇措置を考えていくことも一つの方法だということでございます。

○田部井健二議長 松島茂喜議員。

○4番 松島茂喜議員 交付税措置される部分もあろうかと、2割と言いましたが、実際に2割本当に算入されるかどうかなんてどこにも保証なんかないのです。わからないではないですか。交付税措置ですから、交付税そのものが減らされれば同じことではないですか。借金は利子もつくわけ、利息もつくわけです。当然それも返していかなければならないわけです。手持ちのお金の中でできるのであれば、私はつくっていただいたほうがいいのではないかなと思います。皆さん多分同じだと思います、考え方は。わざわざ借金しなくてもつくれるのだったら、借金する必要なんかないではないですか。単純に考えてそうでしょう。借金することに何かメリットがあるのですか。ないです。今の子供たちが我々の年になるころに、どれぐらいの人口になっていると思いますか、邑楽町は。1人当たりの負担なんていうのは、私たちが今負担している額よりもかなり上がります。そこへ加えて、今あなたが残した借金が子供たちの背中にプラスされるわけではないですか。みすみすわかっていて負担を残すということになるわけです、子供に対して。お金足りないから借金してやろうなんて、誰でもできることです、そんな政策は。

そうではなくて、何とかやりくりをしてつくっていくという方向で進んでいるわけですから、できる限り未来に負担を残さない形で私は財源を確保していただきたいというふうに思います。75億円です。この議会の初日に私も一般会計の補正予算の中でもお話をしましたけれども、今年度末の地方債の残高見込額約75億円。どんどんふえているのです、これ。どんどんふえています。財政調整基金も20億円まで積んだというふうにおっしゃっていますけれども、何か有事のとき、災害が起きたとき、その災害復旧費に充てるだけの必要最低限の財源というのは、財政調整基金の中で残し



ておかなければどうにもならないでしょう。その取り崩しだって慎重にやらなければならないわけですから、当然その財源の確保というのは、前も言いましたけれども、自分の懐からお金を出すような気持ちでやっていただきたいと思います。でないと、子供たちに対して、何度も申し上げますけれども、負担を残すだけです。負の遺産とならないようお願いいたします、町長。

時間が来ましたので終わりにしますが、来年3月議会のときには、来年度の当初予算の中に中央公民館の建設費、相当そういうものが含まれてくるとは思いますけれども、慎重審議、その中でまたやっていきたいなというふうに思います。

終わります。ありがとうございました。

○田部井健二議長 暫時休憩いたします。

〔午前11時00分 休憩〕

---

○田部井健二議長 休憩前に引き続き一般質問を行います。

〔午前11時10分 再開〕

---

◇ 小島幸典議員

○田部井健二議長 14番、小島幸典議員。

〔14番 小島幸典議員登壇〕

○14番 小島幸典議員 皆さん、こんにちは。14番、小島幸典です。私の議員としての職務により、組織を持たない声なき声の町民の代弁者として、通告どおり一般質問をいたします。

まず初めに、町長は町民の信任を受け、三度町政のかじ取り役を担うことになり、こうして再び議場で町民のために討議できることをうれしく思います。また、当選おめでとうございませう。私と同じ中学校、高校に通い、部活動ではテニスでペアを組み、青春時代を謳歌したことをうれしく思っています。懐かしくもまた思っています。互いに70歳を過ぎても、それぞれの信念に従い、こうして職務を行えることに感激を覚えています。そして、同時にこれからも町政に対して忌憚のない意見を述べさせていただき、お互いにさらなる町民のために勉強し、努力しましょう。一般質問は改善提案であり、スピードとタイミングが必要であります。町民の言葉に添えることができればうれしいなと思います。そういうことにありまして一般質問させていただきます。

それでは、一般質問として、町公共施設のネーミングライツの導入について質問します。最近の報道によりますと、2015年度末時点では国の借金は1,100兆円を超えたと財務省が公表しています。国民1人当たりの負担金額は840万円となっていると。群馬県の県の借金は、2013年度の資料ですが、約1兆1,400億円であり、1人当たりが57万円と。また、邑楽町の借金は2014年度において約98億円で、1人当たり約39万円という計算になります。広報紙等も、邑楽町の広報紙の数字でありますけれども、平成24年度の決算報告で4億4,860万円の余剰金があると。平成25年度は約6億6,515万

円と、平成26年度は、先日の広報紙等では4億1,993万円と、邑楽町も毎年多くの余剰金を出していると言っても、予算額と先ほど話された起債、借金ですね、借金のことを考えると、そんなに安心して行政を運営できるわけではないと。そういう町債の発行がゼロであり、執行した予算よりも町の税収や交付金の額が上回るという状況ではないと思います。最終的な目標は、そのような状況を目指すべきであり、また政治は富の配分だと私は思っており、職員の努力の結果、予算を残すことができたのならば、ためることだけを考えずに町民に還元していただきたいと日々訴えていることで、特に町民であり、また我々町の行政に携わっている人たち、またはそういう流れの中で、特に功成り名を遂げた人は、もっと頂戴、もっと頂戴ではなくて、どうか使ってくださいという努力をできればと私は思っています。

そういう流れの中で、今のような時代だからこそ議会、執行部、職員が一丸となり、知恵を出し合い努力し、熱意を持っていろいろなことに挑戦することが必要ではないかということで、たまたま偶然にも12月の広報おうら11ページに管理運営や事業のあり方について皆さんのアイデアをお寄せくださいとありましたので、きっと新たなことに挑戦することだなと、行政側の熱意のあらわれを強く感じました。そして、一環として、行政に対して町公共施設の維持管理費抑制のためにネーミングライツの導入を要望します。

ネーミングライツとは命名権の使用料の導入をいうことであります。まず、質問の一つとして、中央公民館維持管理費削減のためにネーミングライツの導入を検討を要望するのでありまして、一つの例としまして、県民会館のベイシアホールというのがありますよね。これは、5年間で群馬県がベイシアに、要はネーミングをお願いして、そして約5年間で5,000万円をもらっているというか、広告料と言ったのがわかりやすいですか。あと敷島公園の県営競技場では、正田醤油スタジアムという名前使っています。年間これ700万円ということなのです。そうすると、邑楽町はこれから中央公民館を建設する、そういう流れの中で、先ほど私が要望しました命名権使用の導入検討をしてもらいたいと。町長は、よく備えあれば憂いなしと。とにかく先ほど松島議員が言ったように、後世にマイナス面を残すのではなくて、プラス面を我々はプラス思考で考えなくてはならないと。こういう命名権を邑楽町中央公民館に設置予定のホール、公民館ではなくて中のホールの名称にこの制度を適用できないかと。そういうことを考えた場合、早目に町民、または周りの企業に公知というのですか、知らせて協力を求める、そういう流れの中で地域貢献のできるいろいろの団体、または会社等がやってもらえればありがたい、その辺を町行政のほうはどう考えているか、質問します。

○田部井健二議長 半田生涯学習課長。

〔半田康幸生涯学習課長登壇〕

○半田康幸生涯学習課長 ただいま議員のほうから施設の管理とか運営費、そちらの確保を目的として命名権の売却に取り組んだらどうかというようなご提案をいただきました。大変貴重なご提

案だというふうに思っております。

全国の自治体等でそのようなことが行われているということは私も承知をしております。実際に導入している事例を調べてみますと、ほとんど先ほどベイシアホールや正田醤油スタジアムのお話がありましたが、大体都道府県とか大規模な都市に集中しているようでして、私が調べた限りでは、町村では導入事例というのはちょっと全国的にもまだ見つからなかったという状況です。知名度が高く、マスコミなどに露出が多い場合は、スポンサーにとっても大変魅力的な、そういう取り組みなのかなというふうに思います。邑楽町でそういったネーミングライツの売却が可能かどうか、可能とすればどのような施設が考えられるか、具体的なお指摘がありました公民館のホールということも含めて少し勉強させていただければというふうに思います。

○田部井健二議長 小島幸典議員。

○14番 小島幸典議員 今一応私としてみれば、生涯学習課長に前向きな答えを出してもらえたかなと。勉強させてもらおうと。これはなぜかといいますと、現邑楽町公民館、ヤングプラザ、あとは産業研修会館の維持管理費が私の一般質問の中では8,200万円かかっています、年間。人件費含めてです。新しく公民館をつくる、できたとする、これもまだできていないのですけれども、できたとする、約1億2,000万円の維持管理費がかかるのではないかと、年間。これも人件費を含めてです。そういうことを考えればできるだけ、先ほど議員のほうから後世にやっぱり負担をかけないではなくて、反対に夢を持たせる。これは子供だけではなくて、大人、または町の企業、また近くの企業に宣伝する材料として持つ。

ということは、邑楽町はすごい立地条件のいいところなのです。何と云って日本の人口の1割が東京に集まっているのです。電車で来たって、東京から1時間半で楽に来られるところなのです。そういうこと考えると、私は東京都、または神奈川県、神奈川県は大府府を抜いて人口で2位です。横浜市、いろいろありますよね。そういう大都市の中で、やっぱりターゲットは人口が多いところのものを考えないと、幾ら邑楽町だけで何かやろうといっても、もう限度があります。そういうことを考えた場合です。どうか邑楽町の規模の町の理念ではなくて、やはり町長がよく言われている協働のまちづくり、これは邑楽町の住民だけの協働ではないのです、もう。隣の町の千代田町、大きな会社あります。工業団地もあります。邑楽町だって、個人ですごい営業能力を持って、何億円も収入を得ている会社があるわけです。そういうところへよく町長は公約の中でトップセールスという言葉使っていました。どうですか、町長。町長がセールスしなくてもいいのです。先ほど生涯学習課長が研究すると言っているのですから、そういう研究グループを早急に立ち上げて、そしてみんな勉強です。訪問するのです。こういう募集するから、参加してみませんかとか、その辺の前向きの営業です。それがひいては若い人たち、子供たちの、このオープンでやります。オープンでやらなければ意味がないですから。そうすると、参加するだけでもネーミングが売れて、利益になるわけです、会社の。人のために何ができるかということ、みんな我々議員もそうだけ

ども、考えてもらわなくてはいけないのです。人のために何かやるということは、みんな喜んでやるのが普通人間の心です。その辺お答えをもらいます。早目とにかくセールスをする、アドバルーンを上げる、それどうですか。行政のほうは。お答え願います。

○田部井健二議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 ネーミングライツの問題については、先ほど課長のほうからお答えいたしましたけれども、やはり時に応じてそういった研究をしていくということは大切なことでもあります。一つの例を申し上げますと、今町のほうで職員を含めて、タワー戦隊スワンジャーに活躍をしていただいておりますけれども、これ一つとってみても大変町民の、若い児童生徒の皆さんに受けておまして、これらについてのいわゆるネーミングというのは、群馬県のみならず東京のほうにも行っていろいろ活躍してきたという経緯がありますから、そういったことも一つの例として、これから職員と十分この検討を加える中で、少しでも活力が出るように頑張っていきたいと、このように思います。

○田部井健二議長 小島幸典議員。

○14番 小島幸典議員 今スワンジャーの件がありましたけれども、本当にそういう若い人が外へ出ていくということがこれからは本当に大事なのです。そういう流れの中で、町長、お金がかかる、何でもそうです。お金がかかるのです。だから、お金を援助してもらえるそういう人たち、会社、要は企業、個人のまた生活を豊かにできる、そういう人たちが邑楽町のホールを私たちが応援しますよとなった場合に、そこでマットを二つ三つ置いたって、それはいいと思うのです。そうすれば、上武洋次郎杯とか、決勝はそこでやるのだよとか、これ一つの例です。ほかのことだっていいと思うけれども。そういうことになれば、大きな日本の3本の指に入る企業があるわけです、近くに。今話したように敷島公園のグラウンドだってそうです。前橋だって、あの大きなベイシアホールだってそうですよ。そういうことをどんどん、どんどん宣伝する。はっきり言って、町長、これから1週間に1回、私お供しますから前橋の県庁だって行きましょう。そのぐらいの積極性がなければだめでしょう。夜も12時に帰ってきたっていいのです。そういう功成りで名を遂げた人は、もっと頂戴、もっと頂戴ではなくて、自分の体を使いましょうよ。そういうことを考えて、みんな。できからでは遅いのです、公民館が。できる前にそういう手だてをする。備えあれば憂いなしと、私はしつこいようですけれども、町長のすごい、あれはすばらしい言葉だと思います。邑楽中学校の体育祭のときに、それ町長みずから話したのです、子供たちに。そういうことを考えて、ぜひ町長、こういう先ほど生涯学習課長が言われましたけど、やってみますよと、研究してみますよということの中で。これは、でも指令するのは町長なのです。町長、その辺早急に立ち上げる気があるかないか、その辺を私は聞きたい。

○田部井健二議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 命名権ということになりますと、企業にとっても地域貢献になるということはありませんが、反面その企業にとって相当のメリットもあるということも出てくるのかなというふうに思っています。したがって、その命名権の施設を売却をするというような施設、あるいは金額と、やはり十分研究する時間も必要だというふうに思っています。これらを決める中で、公募という形になるだろうと思いますが、それらについては先ほど検討を、研究をしていくということでありますから、そういったすばらしい施設になるように、これからその施設を活用し利用する皆さん方にも、そして町民の皆さんにもぜひご理解いただければよろしいのかなと、そのように思っています。

○田部井健二議長 小島幸典議員。

○14番 小島幸典議員 ぜび町長、この命名権の問題、これはもう公民館ができるというのがわかっているのですから。だって、広報おうらなんかでちゃんと出しているでしょう。どういう構想でという、幾日から、3月から始めて云々、それで2年後にはもうできるよとか、そういう予算まで出しておいて、次のそういう、今言ったような備えをね。

とにかく私はランニングコストをずっと質問していますが、これは大変なのです。これからの人口減とか、それと使う人たちがだんだん年とって行って、使わなくなった場合にどうするかと。そういうことになれば、やっぱり協力者、日本の3本の指に入る、そういうすばらしい会社があるわけです、飲み物の会社で。そういうことを考えれば、今からどんどんトップセールス。そして、民間というのはすごい知恵を持っているのです。ある会社で、アメリカで飛行機を今度は売る、車の何百倍の部品を使うのだよと。すると、そういう会社に堂々に行って、うちのほうへ、会社は部品工場つくってくれよとか、そういうことだって必要なのです。そういうこと考えたら、もっともっと広告だけではなくて、公約だけではなくて、本当にトップセールスをしてもらいたいと思うのです。そういうことを考えると、私は町長はやれると思います。だって、環境に恵まれて、別に体は元気だし。とにかく体惜みせずにその辺のセールスをやってもらいたいと思うのだけれども、町長、そのネーミングライツのセールスをどう思いますか。しつこいようですけれども、これはタイミングなのです。すぐに立ち上げてやってもらわなければおくれちゃいます。ひとつその辺どう思いますか。

○田部井健二議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 私は、ネーミングライツのみならず、町の事業執行については積極的に取り組んでいきたいと、このように思います。

○田部井健二議長 小島幸典議員。

○14番 小島幸典議員 町長、ネーミングライツだけではなくてというのは、当たり前のことなのです。当たり前の、ほかのことだって、どんどんやってもらわなければ困るのです。ただ、言ってい

るようにスピードとタイミング、できてしまってから、できれば必ずこれは人件費だ何だなんて、これはやらなくてはならないのです。

それと、要は公民館のネーミングライツだけではなくて、私は一般質問のあれにも出してありますけれども、シンボルタワーですね。シンボルタワーでも今ちょっとした皆さんの工夫でライトつけたり、いろいろ町長のおかげで北広場が使えるようになって、そういう流れの中で、やっぱりシンボルタワーもただあのままではなくて、やはり四季折々の行事、夏は夏の行事、今たまたまきょうクリスマスですけども、みんなあそこへ上がって楽しもうと思うのです。そういう楽しむ中の、やはり何の楽しみだっていいと思うのです。お酒を飲んで楽しむ、またあそこで写真撮影の、富士山が見えたから、東京のあれが見えたから、ムサシが見えたからとか、そういう写真大会とか、いろいろあるわけです。そういう流れの中で、とにかく邑楽町はおくれています。その辺の仕事をやる行事のテンポというのが。要はアイデアがおくれていると私は思うのです。そのシンボルタワーのこれからの活用方法として、町のほうはどういうふうに思っていますか。

○田部井健二議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 タワーの活用方法ということですが、議員12月22日の日にタワーオブクリスマスという催し物がありましたが、ご存じでしょうか。大変来場者も来ていただいて、それから展望台に上がっていろいろ催し物もやって、町民の皆さんのみならず、町外の方も大変来ていただいた催しがありました。それだけでなく、タワーの壁面を利用したところの映写ということもやっております。確かに時期はおくれているというお話がありますが、しかしそういうことだけでなく、積極的に観光等も含めて振興を図っているということもありますので、ぜひご理解をいただきたいと思えます。

○田部井健二議長 小島幸典議員。

○14番 小島幸典議員 今町長からお答えがあったように、とにかくこれからは協働のまちづくり、これはすばらしい、やはり広い展望の持てる仕事だと思います。ただ、住民だけではなくて、各町の、近くに館林市、千代田町、大泉町、足利市も含めて、かなりのすごい成功をおさめている会社があるわけです。特に富士重工なんて今すごい力をつけて、高速道路を毎日のように運んでいます、車を。あれだけ動いているということは、あれだけ仕事が繁盛しているということだと私は思うのです。そういうことを考えて、とにかく町だけではなくて周りに目を向けて、また発信する。今インターネットの時代です。私なんか、議員も研修に行くとかわかるように、みんなインターネットで、朝注文受けたものをその日のうちに発送しているような状態です。そういうことで、このネーミングライツの質問は、とにかくスピードを持って、そして一生懸命みんな考えましょう。

そういうことで、第2問に移らせていただきます。第2問は、この1年間多くの選挙がありました。2014年12月の衆議院選挙、2015年4月上旬には統一地方選挙の前半戦として群馬県議会議員の

選挙があり、4月下旬には邑楽町議会議員の選挙もありました。そして、6月中旬から7月上旬にかけて群馬県知事選挙があり、そして最後に11月下旬に邑楽町の町長選挙がありました。このように選挙が多い1年であります。多くの有権者から公職選挙法について数多くの質問を受け、この1年、公職選挙法について大変勉強させられた1年でもありましたけれども、またその選挙に対して、いろいろの質問等が町民からも寄せられました。

公職選挙法は、勉強すればするほど非常に曖昧な文言が多いことがあり、有権者の方々に説明が十分にできない場面が多々ありました。いろいろとまた見解の相違も見られたようなことで、またそのことに関して質問させていただくのですけれども、これは選挙管理委員会の見解を行うだけではなく、要するに通告には一般質問になりますけれども、とにかくどこが個人のあれで、範囲で、多くの議員の方々やこれから政治に参加する若い方々に対する今後の政治活動の指針ともまたなると思うのです、町も我々も。さらに公職選挙法の非常にあやふやな点について知らない職員の方々も多いと思われまます。私も含め、よい勉強の機会になると願っています。また、厳密に法令を遵守すれば、非常に規制の多いこの法律の範疇の中で、どうしたら有権者の方々に今よりも政治に関心を持っていただけるか、考えるよい機会になるはずでです。このままでは来年の夏に18歳以上から選挙権を持つこととなりますよね。そういうことに向けて投票率は上昇しないで、本当にその辺が心配でなりません。きのうの大野議員の言うとおり町長選挙、一番身近な選挙であっても52%ですよね。そういうことを考えると、本当にこれからの町の先行きを考えた場合、金子町長みたいに立派な人ならいいです。ところが、そういう人とは限らないです。限らない人が首長になった場合に、非常に政治が停滞すると、そういう心配もあります。

そういう流れの中で、私の公職選挙法に関する選挙管理委員会の見解を求める質問に移らせていただきます。質問の中で公職選挙法第129条に事前運動の禁止とあるが、事前運動の定義とはどんなもののでしょうか、お答え願いたいと、教えてもらいたいと思います。事前運動の定義。

○田部井健二議長 小倉選挙管理委員会書記長。

〔小倉章利選挙管理委員会書記長登壇〕

○小倉章利選挙管理委員会書記長 お答え申し上げます。

公職選挙法第129条に規定されている選挙運動を行える期間は、公職の候補者の届け出があった日から当該選挙の期日の前日まででございます。事前運動とは立候補届出日より前に選挙運動をすることでございます。

○田部井健二議長 小島幸典議員。

○14番 小島幸典議員 立候補届け出の前に選挙運動をするということという今お答えをもらったのですけれども、前というのは、期日を決めるとどこまでが前なののでしょうか。例えば選挙の、極端な話が3年前、4年前でも前なののでしょうか。その辺の線引きですね。わかっていたら教えて願います。

○田部井健二議長 小倉選挙管理委員会書記長。

〔小倉章利選挙管理委員会書記長登壇〕

○小倉章利選挙管理委員会書記長 お答え申し上げます。

大変失礼しました。届出日より前ということは前日からということになります。届出日の前日から前ということで。届出日は届出日ですので、その前日。

○田部井健二議長 小島幸典議員。

○14番 小島幸典議員 今告示前1日という、それが前ということだと、例えば1週間前、2週間前なら事前運動ではないということなのではないでしょうか。線引きを、ちょっとその辺を教えてもらいたいのですけれども。

○田部井健二議長 小倉選挙管理委員会書記長。

〔小倉章利選挙管理委員会書記長登壇〕

○小倉章利選挙管理委員会書記長 お答え申し上げます。

今話しました立候補届け出をする日より前日からずっと以前が事前運動の期間、事前運動の期日に当たります。選挙運動の期間が届出日から選挙期日の前日までですので、届出日の前日からずっと以前が事前運動の期間になると。選挙運動の期間があって、それ以前の期間が事前運動の期間。

○田部井健二議長 小島幸典議員。

○14番 小島幸典議員 これちょっと難しい問題であるので、ちょっと課長には申しわけないなという感じがしますけれども。ただ、これがやはり先ほど枕言葉で話したように、とにかく18歳から今度は投票できるというように国会で決まっていますよね。そういう人たちに聞かれた場合の、すごい新聞なんか見ている、若い人はすごく理論的なことも書いていますよね。それ聞かれた場合に、大人がわからないということは非常に、特に我々、また行政の人たちがわからないよということをやちょっとその辺は言っているのかなと。ということは、新しく政治に参加する、要するに立候補するという人たちがどのような方法で対象となる選挙民に訴えたらいいのかなと、先ほど話されたように事前運動、要は選挙終わった後からのことも事前運動となると非常に難しいことが出てきて、これ大変な、言論の自由が片方で認められていて、それで今度は選挙に出ようと思って皆さんにお願いするということになると、これも運動に入ってしまったら、その辺の、どういうことが事前運動ということか、その辺の文言はないのでしょうか。

○田部井健二議長 小倉選挙管理委員会書記長。

〔小倉章利選挙管理委員会書記長登壇〕

○小倉章利選挙管理委員会書記長 お答え申し上げます。

まず、選挙運動でございますが、最高裁の判例によりますと、公職選挙法における選挙運動とは、特定の公職の選挙につき、特定の立候補者又は立候補予定者に当選を得させるため投票を得もしくは得させる目的をもって、直接又は間接に必要かつ有利な周旋、勧誘その他諸般の行為をすること



をいうものでございます。ということは、そういった行為を届出日以前にすることが事前運動です。ですから、注意したいのは政治運動とはまた違う。選挙運動、今申し上げました選挙運動を届出日以前にすることが事前運動になるという解釈になります。

○田部井健二議長 小島幸典議員。

○14番 小島幸典議員 政治運動と選挙運動との区別ということで、ちょっと今私感じたのですが、その辺の政治運動、要するに選挙運動は当選させるために云々ということであれば、事前運動になるのかなと、そういうことでいいのでしょうか。当選させるためにやるのが事前運動だと、選挙の。政治運動とはまた区別していいのでしょうか。こういうふうには、例えば学校の敷地を全部人工芝にしてくれとか、そういう政治的、ということは町の予算を使うわけだから、政治的なことだと、そういう区別をしていいのでしょうかと私聞いているのですが、その辺の政治運動と選挙運動の区別はどうなのかなと。

○田部井健二議長 小倉選挙管理委員会書記長。

〔小倉章利選挙管理委員会書記長登壇〕

○小倉章利選挙管理委員会書記長 お答え申し上げます。

今小島議員がおっしゃいました投票を呼びかける、単に投票を呼びかけることが選挙運動ということになるかと思えます、単純には。さらに、また小島議員が政治活動として日々行っているかと思えますが、それにつきましてはまた選挙とは別、投票を呼びかけることではなくて、自分の政策や、そういったものを訴えていくということが政治活動として、またこれは別な範疇に入ってくるかと思えます。

○田部井健二議長 小島幸典議員。

○14番 小島幸典議員 時間がないので、次に移らせてもらいますけれども、そういうことで政治運動と選挙運動のことはちょっとわかったような気がするのですが、またもう一つ、第2の問題について、地区の例えば役員、そういう地区の役員といいますと、区長とか、民生委員とか、老人会の会長だとか、地区の役員の方に頼み、要は町全体に、そういう要は封書を配ったり、そういう封書とか宣伝ビラ、ちょっと申しわけないけれども、私持ってきたと思うのだけれども、こういうのを役員が配っているわけです。こういう配布物を各町のそういう名士、そういう人たちが告示のあった後、こういうポスティングとかが家の、私の郵便受けの中へ入っていたものですが、ポスティング等はいいのでしょうか。もし各役員等が配ったとすれば、いいのか悪いのか、その辺はどうでしょうか。

○田部井健二議長 小倉選挙管理委員会書記長。

〔小倉章利選挙管理委員会書記長登壇〕

○小倉章利選挙管理委員会書記長 お答え申し上げます。

この回答をする前に、まず公職選挙法における関係機関の所管についてちょっと説明させていた

できます。選挙管理委員会の責務としましては、大きく2つございます。1つは選挙に関する事務の管理、もう一つは選挙に関する啓発、周知等に関することでございます。一方、選挙の取り締まりに関する規定の執行につきましては、公職選挙法第7条の規定により、検察官、都道府県の公安委員会の委員及び警察官が公正に執行をしなければならないと定められております。そのため、個々の具体的な事案が公職選挙法に抵触するか否かは司法当局の範疇であり、選挙管理委員会は判断する立場にございません。選挙管理委員会から一般的なこととしてお答えをさせていただきますので、ご了承願いたいと思います。

まず、事前運動につきまして、特定の立候補者または立候補予定者に当選を得させるため投票を得、もしくは得させる目的を持って直接または間接的に必要な周旋、勧誘その他諸般の行為を選挙運動より前に行うことが事前運動でございます。ご質問の期間前の郵便物やパンフレットの配布が投票を得もしくは投票を得させる目的で行われているのであれば、公職選挙法に抵触する可能性がございます。また、家を回ることにしましては、いわゆる戸別訪問でございますが、公職選挙法第138条第1項に何人も、選挙に関し、投票を得若しくは得しめ又は得しめない目的をもって戸別訪問をすることができないと規定されております。選挙運動期間であるなしにかかわらず、投票を得、もしくは得しめ、または得しめない目的をもって戸別訪問をすることは、何人も禁止されております。

○田部井健二議長 小島幸典議員。

○14番 小島幸典議員 ちょっと難しいいろいろの文言がありますけれども、そういう流れの中で、時間がなくなってきたのだけれども、郵便局から選挙前に、告示前に、こういう封筒等で送りつけるものはどうなのでしょう。

○田部井健二議長 小倉選挙管理委員会書記長。

〔小倉章利選挙管理委員会書記長登壇〕

○小倉章利選挙管理委員会書記長 ご質問の郵便物、先ほどお話ししましたが、郵便物やパンフレットを配布することに当たりましては、選挙の投票を有効に、投票させるための目的等で配布されたものについては、これは公職選挙法に抵触する可能性はございます。

○田部井健二議長 小島幸典議員。

○14番 小島幸典議員 そういう書記長のほうから可能性があるというようなことが言われたのですが、とにかく戸別訪問もいけないよ、またこういう郵便物にも、私の解釈としてみれば、選挙を、投票を依頼するようなものはいけないという解釈を、時間がないので私なりに理解しているのですけれども。ということは、先ほど説明された中での選挙管理委員会として事前運動に抵触する場合と、個人の主義主張を訴えている意見広告である場合は、明確な判断基準を公式の場でご教示くださればありがたいと。

こういう流れの中で、今後選挙がある場合は、やさしい公職選挙法と、こういうのがあるのです。

これに今答えたようなこと、これ端的に、簡単に書いてあるだけで、非常に幅の広い文言なのです。なぜかという、私のところへかなりの電話があって、私答えられませんでした。それで、実は県の選管にも聞いたのだけれども、やっぱり明確な回答を、ファクス番号を教えたのですけれども、もらえませんでした。そういうことで、町のほうの選管はどんなふうな指導、または仕事をやっているかなと、そういう流れの中で、これはみんなやはり町民、先ほど話したように18歳から今度は投票すると、そういう流れの中で、みんなが選挙というのはどういうものなのだろうと、政治というのはどういうものなのだろうと、そういうことで私は一般質問しているのです。誰かをやつけたいとか、そういうのではないのです。若い人が本当に燃えて、自分の地区だ、町だ、またひいては県だ、もっと夢のある人ならば国だ、そういうところに出ていく素地、それを我々がやっぱり育てなければならぬと思うのです。何やってもいいのだというのではなくて。だから、私はよく、もう何年も言っているけれども、とにかく人というのは品位品格がなければ人を説得することはできません。もっと頂戴、もっと頂戴ではなくて。もう切りがないです、欲には。品位品格、その辺町長どう思いますか。

○田部井健二議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 公職にある者は、やはり有権者の皆さんから選り上げられるということでもありますから、その人の品位、品格というのは保たれて、主導的な立場という形になるかと思いますが、そのような識見ともに、充実した人がやはり選り上げられるであろうと、そういうふうに思っております。

○田部井健二議長 小島幸典議員。

○14番 小島幸典議員 時間がないので、もう一つ。選挙管理委員会はどのような違反のときに、警告で終わらずに、警察と検察に法律違反の相談するのでしょうか。多くの町民がその辺のことを疑問に思っているのでしょうか。違反したほうが勝ちだと、どんどん戸別訪問していましたね、今回の選挙で。そういう流れの中で、どういうときに警察、または検察に法律違反ですよと、町の選挙管理委員会は、そういうふうに具申するのでしょうか。

○田部井健二議長 小倉選挙管理委員会書記長。

〔小倉章利選挙管理委員会書記長登壇〕

○小倉章利選挙管理委員会書記長 お答え申し上げます。

あくまでも状況判断というのがございますが、一概に申し上げられませんが、例えば公職選挙法に抵触する可能性がある行為を選管が把握し、現場にて見つけて、それを指導した場合、さらに相手方がそれを続けているような場合には、議員の言う警察等に相談ということになるかと思いません。

○田部井健二議長 小島幸典議員。

○14番 小島幸典議員 残り3分になってしまったのですが、今書記長のほうから説明がありましたけれども、今回の町長選挙で、私のほうには私が受けただけで7つの電話がありました。選挙管理委員会には幾つぐらい電話がありましたか、双方で。情報、回っているよ、回っていないよ、こういうものはいいのかい、悪いのかいって、選挙管理委員会には何通ぐらいのそういう報告というのですかな、あれはありましたか。注意事項というか。

○田部井健二議長 小倉選挙管理委員会書記長。

〔小倉章利選挙管理委員会書記長登壇〕

○小倉章利選挙管理委員会書記長 お答え申し上げます。

完璧な数字はちょっと今わからないのですが、7件程度の苦情やそういった問い合わせがございました。それを受けまして、当然こちらは手元見てございません。電話ですので、それが正しいのか、うそなのかわかりません、実は。それでも必ず来た場合には、そういったことがあったという事務の責任者のほうに連絡をしまして、注意を喚起してございます。これは、手元見ていないという部分では非常に失礼な話なのですが、そういった活動をしてまいりました。

○田部井健二議長 小島幸典議員。

○14番 小島幸典議員 町長、そういう流れの中で、とにかくこれからの18歳、若い人たちがやはり政治に関心を持てるよう、また望みが持てるよう、夢が持てるよう、そういうことを我々は担わなくてはならないと思うのです。

最後に一言町長、簡単に若い人にメッセージを送ってください。若い有権者に。52%ではなくて、せめて70%ぐらいの投票率を確保したいと思います。

○田部井健二議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 投票率は56%を超えたかと思えます。これは公職にある者、選り上げられる方については、公明な選挙をとということが必要だと、このように思っております。

○田部井健二議長 以上で一般質問を打ち切ります。

---

#### ◎散会の宣告

○田部井健二議長 以上で本日の日程は終了しました。

あす26日から27日までの2日間は休日につき休会となります。

来たる28日は午前10時から会議を開きます。

本日はこれにて散会します。

大変お疲れさまでした。

〔午後 零時12分 散会〕